

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ナガオカと称し、英文では NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次にあげる品目およびその資材・部品ならびにこれに関連する総合設備の製作、売買、仲介、賃貸借、リース、据付、修繕、解体および運転・管理
 - ① 石油化学プラント等の各種プラント設備および関連機器・装置
 - ② 取水設備および関連機器・装置
 - ③ 水処理設備および関連機器・装置
 - ④ 海水淡化化設備および関連機器・装置
 - ⑤ 環境関連設備および関連機器・装置
 - ⑥ 上記①ないし⑤に付帯し関連する一切の設備・機器・装置
- (2) 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、さく井工事業、水道施設工事業、電気工事業、その他の建設工事業
- (3) 前各号にあげた事業に関する研究開発、試験・計測、設計、エンジニアリング、コンサルティングおよび製作物の保守・保全ならびに産業財産権、製造技術・ノウハウその他の知的財産権の販売および実施許諾
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 職業紹介事業
- (6) 薬品類の製造および販売
- (7) 前各号にあげた事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
- (8) 前各号に付帯し関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府貝塚市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、14,008,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集および招集権者)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

(議事録)

第17条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力)

第22条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。また、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項について可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印して当会社に保存する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による

(報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。また、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。決議につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印して当会社に保存する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剩余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとし、未払配当金には利息をつけないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第13期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 2022年9月1日から6ヶ月を経過した日、もしくは同年9月1日から6ヶ月以内

に開催する最後の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

2. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

- 主管部門：総務部
- 取扱基準：開示
- 制定日：平成 16 年 11 月 1 日
- 改正日：令和 4 年 9 月 28 日

(履歴)

改正	平成 17 年 9 月 14 日	Ver. 2.0	全面改正
改正	平成 18 年 9 月 15 日	Ver. 3.0	全面改正
改正	平成 19 年 9 月 14 日	Ver. 4.0	全面改正
改正	平成 20 年 3 月 21 日	Ver. 4.1	取締役会規程の追加等一部改正
改正	平成 20 年 9 月 26 日	Ver. 5.0	全面改正
改正	平成 24 年 9 月 27 日	Ver. 6.0	本店所在地の変更等一部改正
改正	平成 25 年 9 月 29 日	Ver. 7.0	目的の変更等一部改正、附則の追加
改正	平成 25 年 10 月 16 日	Ver. 7.1	株券の発行の削除等一部訂正、附則の削除
改正	平成 26 年 9 月 19 日	Ver. 8.0	監査役会、会計監査人設置、中間配当規定
改正	平成 27 年 3 月 12 日	Ver. 9.0	発行可能株式総数、単元株式数
改正	平成 27 年 4 月 15 日	Ver. 10.0	株式の譲渡制限制度廃止、 自己株式の取得、電子公告、 株主総会参考書類等のインターネット開示 単元未満株株主の権利、監査役の員数等
改正	平成 27 年 9 月 29 日	Ver. 11.0	取締役等の責任限定
改正	平成 28 年 9 月 28 日	Ver. 12.0	目的の変更等一部改正
改正	平成 29 年 9 月 28 日	Ver. 13.0	監査等委員会設置会社へ移行による改正
改正	令和 2 年 2 月 1 日	Ver. 14.0	株式の分割、発行可能株式総数の変更による改正
改正	令和 4 年 9 月 28 日	Ver. 15.0	株主総会参考書類等の変更、附則の追加

以上